

発議案第1号

「労働者協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和2年3月2日

八千代市議会議長 木下映実 様

提出者	八千代市議会議員	立川清英
賛成者	八千代市議会議員	伊東幹雄
	同	伊原忠
	同	大澤一治
	同	小澤宏司
	同	菅野文男
	同	成田忠志

提案理由

国に対し、「労働者協同組合法（仮称）」の制定に向け、国会での徹底した議論と速やかな制定を強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

「労働者協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書

我が国では、少子高齢化により生産年齢人口が減少しており、地域の様々な場面において、とりわけ営利企業の参入が期待しづらい分野において、労働力の不足や事業所の運営などが大きな課題となっている。一方で、年齢や性別を問わず、各自のライフスタイルを尊重した働き方へのニーズが高まっている。

こうした状況の中で、自分らしい主体的な働き方を実現し、多様な就労機会を創出し、さらに、その就労により地域の課題を解決するため、出資と労働が一体となった協同労働に係る新たな法人制度を求める声が高まっている。

国会においては、従前から超党派の国会議員連盟による協同労働に係る法制化が議論されてきたが実現には至っていない。

このような中、昨年12月に与党協同労働の法制化に関するワーキングチームにおいて、諸問題を整理の上、「労働者協同組合法案（仮称）」の骨子案が取りまとめられ、本年2月に協同組合振興研究議員連盟に示された。

組合に参加する全ての者が出資をして組合員となり、自ら運営にも参加し、介護や子育て等の多様な地域ニーズに応じた事業に取り組むという非営利の法人形態は、今日まで存在していない。また、我が国では、個別分野ごとに協同組合制度が整備されてきた経緯があり、農協など事業主のための協同組合や、生協のような消費者のための協同組合はあるが、労働者のための協同組合がないことから、新たな法人制度の創設が必要である。

非正規・不安定雇用が広がり、格差拡大と貧困が固定化される日本社会にあって、働きたいと願う誰もが安心して働ける社会、そしてその働き方が「ディセンワーク」（働きがいのある、人間らしい仕事）であるような就労機会を創出するためにも、法制化が必要である。

よって、本市議会は国に対し、地方創生や一人一人が活躍できる社会の実現のため、「労働者協同組合法（仮称）」の制定に向け、国会での徹底した議論と速やかな制定を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月19日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

総務大臣様

厚生労働大臣様

衆議院議長様

参議院議長様